令和７年度　諫早市立琴海中学校学校経営方針

令和７年４月１日
校長　　伊東　郁記

１　校訓
　自立・協力・忍耐

２　学校教育目標
「自ら考え，正しく判断する力をもち，健康でたくましく，人間性豊かな生徒の育成」

３　めざす生徒像・学校像・教師像
（１）めざす生徒像
①　心身ともに健康でたくましい，自立した生活ができる生徒
②　お互いの特性を理解し，連帯し，協力・協働する生徒
③　自らの持つ力を信じ，伸ばし，発揮させようと忍耐強く努力する生徒

（２）学校像「琴海中学校でよかった」と実感できる学校
①　自らの成長が実感できる学校（生徒）
②　子どもたちが安心して生活し，努力が正当に評価される学校（保護者）
③　学校にあふれる活気を地域に還元できる学校（地域）
④　自らの特長が生かされるとともに，指導力の向上が実感できる学校（職員）

（３）教師像
①　生徒一人一人を大切にする教師
②　教育愛をもち，教育者としての自覚をもって実践する教師
③　協働して，指導力を高め合う教師（チームとして個として）

４　教育方針
＜知・徳・体の調和が取れ，生きる力を持つ生徒の育成＞
（１）**「琴海中でよかった」**
①生徒にとって，学んでよかったと思える学校とは，自らの成長を実感できる学校であり，努力が報われることが実感できる学校である。
②保護者にとって，任せてよかったと思える学校とは，「わが子が安心して生活し，心身ともに健やかな成長を実感し，正当に評価されていると感じる学校」である。
③地域にとって，あってよかったと思える学校とは，生徒が元気に活動し，それが地域の活気につながる学校である。
④教職員にとって「この学校でよかった」と思える学校とは，全職員のチーム力で，生徒を成長させていくことを通して，成果を実感するとともに，自らの個の指導力の向上を実感できる学校である。
生徒・保護者・地域の信頼関係を得て，また，職員相互の信頼関係を基盤に，教育方針の実現を目指す。

５　教育理念

（１）「めざす生徒像」の具現化のために

①自立できる生徒を育てるために

自立するとは，自らの中に規範を持ち，それに従って行動をコントロールできることである。そのために，まず規範意識を定着させ，さらに周囲に流されたり，自ら妥協してしまったりする弱さと戦う内面的な強さを身に付けていなければならない。

②協力するとは，二人以上の個のもつ力を結びつけることである。そのために，各自の意見を伝え合い，調整し合うというコミュニケーション能力（対話的学習）が基盤として必要不可欠である。

さらには，単に一つの作業に全員で取り組むのではなく，一つの目的のために各自がそれぞれの役割を果たすこと（協働）である。そのためには，自己の持ち味を自覚し，他者の持ち味を尊重することが必要である。

③忍耐力を身に付けさせるということは，単に耐える精神力を付けることではない。問題の本質や解決のための手段を身に付け，見通しをもちつつ，それらを試行錯誤しながら根気強く目標に向けて取り組む姿勢のことである。

（２）めざす教師像・学校像の具現化のために

①教育効果を上げるための根幹＝信頼関係

信頼なくしては，いかなる指導技術も言葉も生徒の心には響かない。信頼を得るため，次のことを意識したい。

（ア）日々研究と修養に励み，個の指導力を高める努力を怠らない。

※教育のプロフェッショナルとしての自負を

（イ）服務規律の順守

体罰，わいせつ，各種ハラスメント，公金の不正他の信用失墜行為ゼロ。

※自らの破滅に家族，同僚を巻き込む行為は厳に慎むべし

②信頼される評価を行うために

評価については，生徒一人一人の成長と努力への評価を本人に返すことを意識することで，生徒各自の自己肯定感の向上につなげる。

生徒は失敗して当然である。それに対する指導が，内容によって変わるのは当然である。ただし，単に感情をぶつけるのではなく，次の成長につなげる真の「指導」を心掛けたい。

◎努力を誉めれば努力する子に，結果のみほめれば失敗を恐れる子に

◎「お・ひ・た・し」を管理職→職員にも，職員→生徒にも

（怒らない，否定しない，助ける，支持する）

③チームで対応

個に頼った指導は，一人が欠けただけで破綻をきたす不安定なものである。また，単一視点の判断では適切な判断ができないことも多い。

報告・連絡・相談を確実に行い，情報共有を共通実践につなげる。

これを基盤に，各自の持ち味（強み）を生かし合う，チームとして機能する教職員集団を目指す。

※持ち味…自分にとって苦にならないこと＝得意なこと

④常に改善と向上の工夫を意識

改善とは，

（ア）同じ負担でより高い効果を

※個々の生徒の向上だけでなく，対応範囲を広げることも改善

（イ）同じ効果をより少ない負担で

６　令和７年度のスタートに当たって

（１）スローガンは

「オール琴海で，自分の目標に向かって粘り強く課題に努力する生徒」

オール琴海…琴海中の全ての生徒と教職員が一体となり，全員で協働することによって，より多くのことを達成しようとすることを表します。広い意味では，生徒を中心に，教職員や保護者，地域の方など，琴海中を取り囲む全ての方々の協力を得ながら，いろいろなことに積極的に取り組んでいこうということです。

（２）目標に向かって粘り強く課題に努力する生徒…教育は人づくりであり，学校は人づくりの場です。学校では，生徒一人一人が大切にされ，「自分の目標の実現」に向け努力し，健康な心と身体を育んでいきます。そのような学校は，明るく楽しい場所となり，明日が待たれる，行きたい学校となります。そのためには，教職員自らが「努力する後押し」をすることが大切です。ふるさとを愛し，ふるさとで活躍したいという教育を通して「自分の目標の実現」する生徒を育てたいと思います。

秩序ある学校づくりのために（凡事徹底）

諫早市立琴海中学校

１　姿

（１）常に良識ある行動をとり，礼節を尊び，自己研鑽に励む。
（２）時と場に応じて身なりを整える。

２　環境

（１）教室内外，校舎内外の教育的環境を整えるとともに，生徒の安全確保に努める。
（２）職務遂行の能率化を図る上でも，まず職員室の机上の整理整頓に努める。

３　勤務

（１）勤務時間は次の通りとする。
　　勤務時間　　8:00～16:30
　　休憩時間　12:45～13:30
（２）所定の時刻までに出勤し，出勤簿に押印する。（１日の始まり）
（３）常に不測の事態に対応できる危機意識を持つ。「最悪を想定し，最善の準備を」
（４）働き方改革を意識し，在校時間の短縮に努める。

４　休暇等

（１）年休等の休暇を取得する時は，あらかじめ所定の様式に所要事項を記載の上，校長に届け出る。ただし，やむを得ない場合はこの限りではない。

５　出張

（１）出張は校長が命じる。出張に際しては，事前に出張計画書を提出し承認を受け，出発・帰着を報告し，帰校後には復命書をすみやかに提出する。
　なお，出張中に次の事項が起こった場合は，速やかに校長に連絡し指示を受ける。
　　①　天災地変，交通遮断のために用務が継続できない場合
　　②　病気その他の事由により，用務を遂行することが困難な場合
　　③　用務地又は日程に変更の必要がある場合

６　外勤

（１）校長の承認を受け，外勤簿に必要事項を記載した上で外勤する。特に，時間に遅れないよう留意する。欠席の際は，校長を通じて主催者に連絡を入れる。

７　校務分掌

（１）一人一人が責任を持ち，積極的かつ迅速，正確に処理する。

８　金銭・貴重品

（１）金銭や貴重品は学校内に残置せず，盗難防止に十分注意する。
（２）金銭の出納は確実に処理するとともに，毎学期末に関係表簿を校長に提出する。

９　施設・備品等の管理

（１）各自が管理・分任された施設及び備品等については，施錠・保管・整理整頓を確実に行い，火気や盗難に十分注意する。
（２）勤務終了時には分任箇所の戸締まり等の確認を確実に行う。

１０　授業

（１）教育課程の年間計画に基づいた指導記録簿を，指定日に校長に提出する。
（２）出張や年休等のときは，あらかじめ授業計画を担当者に提出をしたり，授業の入れ替えをしたりすることにより，授業の空白を作らないように配慮する。
（３）代教については，担当者が立てた割当計画に従い，代教・監督を行う。
（４）各自が担当した教科は，年度末には教育課程すべてを完了し，次年度へ残すことがあってはならない。

１１　生徒の事故・非行防止

（１）生徒の行動や思いを慮り，あらゆる機会を通して生徒理解及び生徒とのふれあいに努める。

（２）生徒の事故や非行があった場合には，速やかに対応するとともに，その状況を報告し，指示を受け，処理する。（報告・連絡・相談の確実な実施）

１２　生徒の遅刻・欠席・早退

（１）生徒の遅刻・欠席・早退については，必ず保護者からの連絡を受け，その事由を明確にしておく。

（２）保護者との連絡がつかない場合は，その状況に応じて家庭訪問等を実施し，状況把握に努める。

１３　放課後

生徒には下校時刻を守らせるとともに，用のない生徒の居残りをさせない。特別な事情があって居残りさせる場合には，校長の承認を受け，指導教師が責任を持って生徒の指導監督にあたるとともに，保護者にもその旨を確実に連絡する。

１４　届け出

次の事項が発生した場合については，速やかに校長に届け出る。

① 住所を変更した場合
② 通勤方法の変更があった場合
③ 改姓その他戸籍上変更があった場合
④ 本人及び家族の慶弔に関する場合
⑤ 交通事故その他の事故発生の場合

１５　文書

（１）起案文書は早めに提出し，余裕を持って校長の決済等許可を得て発送する。

１６　交通事故防止

（１）交通事故防止のため，自家用車による通勤は，時間に余裕をもって行う。

（２）飲酒の機会があるときには，絶対に車を運転しない。

（３）交通事故があった場合には，加害・被害にかかわらず，速やかに校長に報告する。

１７　生徒への体罰

絶対にしない。生徒の人格を尊重し，生徒理解に努め，心のふれあう教育に重点をおく。

１８　その他

次のことについては，必ず事前に校長に承認を得る。

① 規定日，規定時間外に生徒を召集するとき，又は部活動等校外指導のために生徒を引率するとき。
② 保護者を学校に招致するとき。

＜備考＞　ここでいう「校長」とあるのは，「管理職員」を指し，「教頭」が代行する場合もあり得る。